

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

平成 30 年  
2月 6日  
(火曜日)

## 目 次

- 告示  
瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) ..... 一
- 保安林予定森林 (森林整備課) ..... 二
- 道路の位置の指定 (建築指導課) ..... 三
- 公告  
大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出 (二件) (商政課) ..... 三
- 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出 (商政課) ..... 四
- 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取 (商政課) ..... 四
- 選管告示  
直接請求に必要な有権者の数 ..... 五



### 山口県告示第三十五号

瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号) 第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成三十年二月六日から同月二十六日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び山陽小野田市市民生活部環境課において公衆の縦覧に供する。

平成三十年二月六日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所  
氏名又は名称 日本化薬株式会社  
住 所 東京都千代田区丸の内二丁目一番一号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地  
名 称 日本化薬株式会社厚狭工場川東工場  
所 在 地 山陽小野田市大字郡二九一七番地の一
- 三 特定施設に関する事項  
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造			使 用 の 方 法	
	能 力 ( $m^3$ /日)	工 事 着 手 年 月 日 定	工 事 完 成 年 月 日 定	使 用 開 始 年 月 日 定	使 用 時 間 間 隔 時 間 の 使 用 当 日 概 要
三三ーイ	八	平成三〇、 三、一	平成三〇、 九、一	平成三〇、 一〇、一	連 続 二 四 時 間 変 動 な し
〃	二・三	〃	〃	〃	〃
〃	一	〃	〃	〃	〃
〃	〇・五	〃	〃	〃	〃

備考 「三三ーイ」とは、水質汚濁防止法施行令 (昭和四十六年政令第百八十八号) 別表第一第三十三号の合成樹脂製造業の用に供する縮合反応施設をいう。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	汚 水 等 の 状 態 の 値		汚 染 物 質 量 の 状 態 の 値		汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 ( $m^3$ )									
	通 常	最 大	通 常	最 大										
三三ーイ	七	八(六)	一、五〇、〇〇〇	二、〇〇、〇〇〇	検出せず	検出せず	一〇〇	一〇〇	五	五	通 常	最 大	〇・〇二	〇・〇三
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

四 排出水の汚染状態の値及び排出水の量

No. 2 排 水 口	排 出 水 の 状 態 の 値		汚 染 物 質 量 の 状 態 の 値		排 出 水 の 一 日 当 た り の 量 ( $m^3$ )										
	通 常	最 大	通 常	最 大											
七	八・五	六	二〇	六〇	一〇	三〇	二	一〇	一五	二・二	三	通 常	最 大	三七五	四八五

山口県告示第三十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する予定である。

平成三十年二月六日

山口県知事 村岡 嗣政

一 保安林予定森林の所在場所

山口市阿東徳佐下字鷹ノ巣一三〇六の第三六から一三〇六の第四七まで  
阿武郡阿武町大字木与字木与谷三から六まで、六の一、七、八の一から八の三まで、一〇一八二の四、一〇一八二の五、一〇二二五、宇古道五〇一、一〇一三二の七、一〇一三二の八、一〇一三二の一〇から一〇一三二の一二まで、一〇一三二の一六、一〇一三二の三〇、字大河内一〇一三一、一〇一三二の一、一〇一三五、一〇一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市

三七の一、字才熊一〇一三一の二、一〇一三一の一七から一〇一三一の一九まで、一〇一三一の二二、字木与谷日平一〇一七八の一、一〇一七八の二、一〇一七八の四、一〇一七八の五、一〇一七八の八、一〇一七八の一〇、一〇一七八の一、字木与谷道下一〇一八二の一、一〇一八二の二、一〇一八四の一から一〇一八四の四まで、字下川平一〇一八六の一、一〇一八六の三、一〇一八六の五、字上ノ川平一〇一八七の二、一〇一八七の四、字大上川平一〇一八八の一、一〇一八八の二、大字宇田字焼ヶ埜一〇九四、一〇〇九六、字澄村一四〇九、一一四一〇

- 3 町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課並びに係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**山口県告示第三十七号**

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成三十年二月六日

山口県知事 村岡 嗣 政

地名及び番地	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	指定年月日
下松市瑞穂町四丁目九九九の一	五・〇	三三三・二	平成三〇、 一、一七
下松市大字末武上字井出六四九の四、六五〇の一及び六五〇の一四	四・五	二六・八	〃 〃



(一八) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成三十年二月六日から同年六月六日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成三十年二月六日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名 称 アルク西宇部店  
所在地 宇部市厚南北五丁目一六〇二の一
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
名 称 住 住  
株式会社丸久 防府市大字江泊一九三六  
代表者の氏名 田中 康男
- 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	有限会社エコ	—

- 四 届出年月日  
平成三十年一月十六日
- 五 変更年月日  
平成二十九年十月三十一日

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名 称 アルク西宇部店  
所在地 宇部市厚南北五丁目一六〇二の一
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
名 称 住 住  
株式会社丸久 防府市大字江泊一九三六  
代表者の氏名 田中 康男
- 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	—	株式会社エクストリンク
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	—	大阪市北区曾根崎二丁目三番五号
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	—	廣瀬 祐一

- 四 届出年月日  
平成三十年一月十六日
- 五 変更年月日

平成二十九年十一月九日

(一九) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。  
当該届出は、平成三十年二月六日から同年六月六日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済産業部ふるさと産業振興課において公衆の縦覧に供します。

平成三十年二月六日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルク平川店  
所在地 山口市平井七二四の一

二 届出者の氏名及び住所

氏名 荒瀬 剛一  
住所 山口市平井七七九

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	有限会社フロアリストタナカ	—

四 届出年月日

平成三十年一月十六日

五 変更年月日

平成二十九年九月三十日

(二〇) 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。  
当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成三十年二月六日から同年六月六日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済産業部ふるさと産業振興課において公衆の縦覧に供します。

平成三十年二月六日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 フジ小郡店  
所在地 山口市小郡下郷八一二の二

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 株式会社エネルギー&Bパートナーズ  
住所 広島市中区小町四番三三号  
代表者の氏名 高木 廣治

三 変更に係る事項

駐車場の自動車の出入口の位置

四 届出年月日

平成三十年一月二十四日

五 変更年月日

平成三十年二月九日

(二一) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により、平成二十九年九月十二日山口県公告（二五六）に係る大規模小売店舗について次のとおり岩国市から意見を聴きました。

当該意見は、平成三十年二月六日から同年三月六日までの間、山口県商工労働部商政課及び岩国市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成三十年二月六日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 (仮称) ダイレックス川下店  
所在地 岩国市中津町一丁目一四一八の一

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。



山口県選挙管理委員会告示第三十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八十一条に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次の表のとおりである。

平成三十年二月六日

山口県選挙管理委員会委員長 田中一郎

直接請求の種類	根拠規定	必要な有権者の数
県条例の制定又は改廃の請求	地方自治法第七十四条第一項	二三、五九一
県の事務の執行に関する監査の請求	地方自治法第七十五条第一項	二四七、四三八
県議会の解散の請求	地方自治法第七十六条第一項	二四七、四三八
県議会の議員の解職の請求	地方自治法第八十条第一項	二四七、四三八
知事の解職の請求	地方自治法第八十一条第一項	二四七、四三八

副知事並びに県の選挙管理委員、監査委員及び公安委員会の委員の解職の請求	地方自治法第八十六条第一項	二四七、四三八
県教育委員会の教員及び委員の解職の請求	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八十一条第一項	

平成三十年二月六日  
發行

發行  
人所

山口  
県知  
事